

ストップ！！

山火事、枯れ草火災



山火事や枯れ草火災のほとんどは、人の不注意によって起きています。一人ひとりが火の取扱いに注意することで山火事を未然に防止しましょう。

火災を予防するために・・・

- 1 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所ではたき火をしないこと
- 2 強風時及び乾燥時には、絶対にたき火、火入れをしないこと
- 3 消火器、水バケツ等の消火準備をすること
- 4 たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 5 森林法第21条による火入れを行う際は、許可を必ず受けること
- 6 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 7 火遊びはしないこと

・野焼きは、適法な焼却設備を用いず野外で廃棄物を焼却する行為です。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、**廃棄物の焼却は一部の例外を除き原則として禁止されています。**事前に市役所、町役場へ確認してください。

（例外には、風俗習慣上の行事等が該当します。）
違反すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます。

・焼却禁止の例外と認められた場合は、あらかじめ、消防署（分署）へ「火災とまぎらわしい煙または火災を発生するおそれのある行為の届出書」の届出が必要です。



（問い合わせ先）

羽咋消防署 0767-22-7812
志賀消防署 0767-32-1776

宝達志水消防署 0767-29-3707
志賀消防署富来分署 0767-42-1211